## 松浦市優秀工事表彰規程

(目的)

第1条 この告示は、市が発注した建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第 1項に規定する建設工事(以下「工事」という。)のうち、他の模範となる優れた工 事を施行した業者及び担当した現場技術者を表彰することにより、適正な施工の確 保並びに建設技術及び現場技術者の資質の向上に資することを目的とする。

(表彰)

- 第2条 市長は、優秀な成績と認められる工事(以下「優秀工事」という。)を施行した業者及び担当した主任技術者又は監理技術者(以下「優秀現場技術者」という。)を表彰するものとする。
- 2 表彰は、市長が表彰状を授与して行う。
- 3 表彰の件数は、土木部門及び建築部門から1年度につきそれぞれ上位3件以内とする。

(表彰対象工事)

第3条 優秀工事表彰及び優秀現場技術者表彰の対象とする工事は、表彰の前年度に 完成した工事のうち、松浦市建設工事成績評定要領(令和2年松浦市告示61号) に基づく評定を受けたものとする。

(表彰の基準)

- 第4条 表彰の基準は、前条に定める表彰対象工事のうち、工事成績評定点が85点 以上かつ次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 施工状況(施工管理、工程管理等)が特に優れている工事
  - (2) 出来形及び出来栄えが特に優れている工事
  - (3) 難度が高い施工条件下で安全かつ適切な対応により遂行された工事
  - (4) 施工、品質及び安全衛生等に対する創意工夫で高い効果が発揮された工事
  - (5) 地域への貢献等が特に優れている工事
  - (6) その他市長が表彰に値すると認める工事
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する業者が施行した工事は、 表彰しないものとする。
- (1) 市内に本社を有しない業者(特定建設工事共同企業体工事の場合は、その代表構成員とする。)
- (2) 表彰を受ける年度の前年度から表彰の前日までに、建設業法、独占禁止法そ の他法令に違反し行政処分を受けた業者
- (3) 表彰を受ける年度の前年度から表彰の前日までに、松浦市建設工事等の入札 参加資格者指名停止の措置要領(平成18年松浦市訓令第54号)第3条に規 定する措置要件(以下「措置要件」という。)に該当する行為を行った業者
- (4) 第3条に定める表彰対象工事において、65点未満の工事成績評定点を受け た業者

- (5) その他表彰するにふさわしくない行為を行った業者 (選考委員会の設置)
- 第5条 優秀工事及び優秀現場技術者の表彰に関する事項について審議し、調整を図るため、松浦市優秀工事等表彰選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、副市長をもって充てる。
- 4 委員は、総務課長、農林課長、水産課長、建設課長、都市計画課長、上下水道課 長、教育委員会教育総務課長、福島支所長及び鷹島支所長をもって充てる。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決 するところによる。
- 4 委員長は、会議の選考結果を市長に報告しなければならない。 (表彰の決定)
- 第7条 市長は、委員会の報告に基づき、表彰者を決定する。

(表彰の取消)

第8条 市長は、表彰を受けた業者が、表彰を受けた年度内に、措置要件に該当する 行為その他表彰が不適当と判断される行為を行ったときは、市長は表彰を取り消す ことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、建設課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、委員 長が別に定める。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。